

神奈川県資源管理指針

平成23年3月30日策定

平成24年2月13日改正

平成28年6月29日改正

平成30年6月22日改正

目 次

	頁
第1 神奈川県海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方	
1 神奈川県の漁業概観	1
2 神奈川県の資源管理実態	2
3 資源管理の方向性	4
第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向	
【魚種別資源管理】	
1 サバ類	5
2 キンメダイ	7
3 ヒラメ	9
4 マダイ	10
5 マコガレイ	12
6 アナゴ	14
7 シラス	15
8 アワビ	16
9 スルメイカ	17
10 シャコ	18
11 ナマコ	19
12 イセエビ	20
13 マダコ	21
14 トラフグ	22
15 イワシ類	24
16 クロマグロ	26
【漁業種類別資源管理】	
1 定置網漁業	28
2 小型機船底びき網漁業	30
3 小型まき網漁業	31
第3 その他	
(1) 資源管理計画の履行確認	32
(2) 履行確認手段	32
(3) その他	32

第1 神奈川県海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 神奈川県の漁業概観

2004-2015年の漁業生産量は4万トンから5万トン前後で推移している。1999年から2015年の17年間で最も生産量が多かった年は2000年の8万千トンで、最も少なかった年は2014年の3万2千トンであった。生産量の内訳をみると、遠洋漁業が全体の40%から50%を、沖合漁業は10%前後を占めている。沿岸漁業では2005年までにその割合を全体の約40%にまで占めるようになり、2006年以降は45から50%の間で推移している（図1）。

漁業実態として、遠洋漁業の中では遠洋まぐろ延縄漁業及び遠洋かつお・まぐろまき網が生産量の大半を占めている。沖合漁業はさばたもすくい漁業、キンメダイ漁業などが中心である。沿岸漁業は、定置網漁業の生産量が大半で中型まき網、小型まき網がこれに続いている。

県全体での漁獲魚種の傾向をみると、マグロ類、カツオ類、サバ類、イワシ類、イカ類の漁獲量が多い。ただし、マグロ類、カツオ類は遠洋で漁獲されているものが大半であり、神奈川県の相模湾沿岸ではサバ類、アジ類、イワシ類が、東京湾沿岸ではスズキ、アナゴなどが多く漁獲されている（図2）。

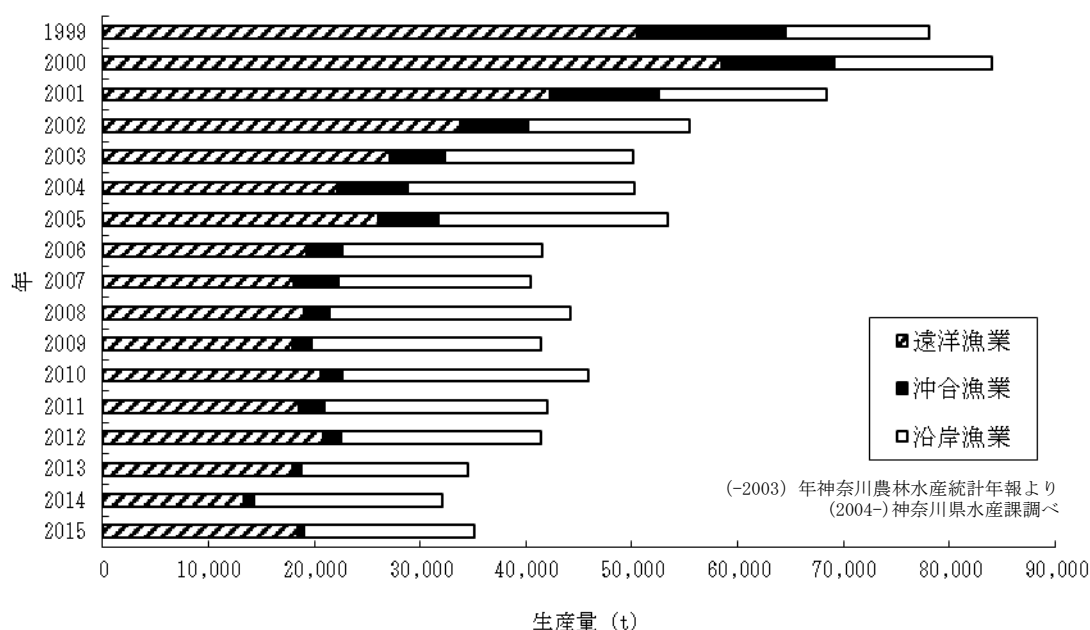


図1：神奈川県の漁業生産量の推移（1999～2015）

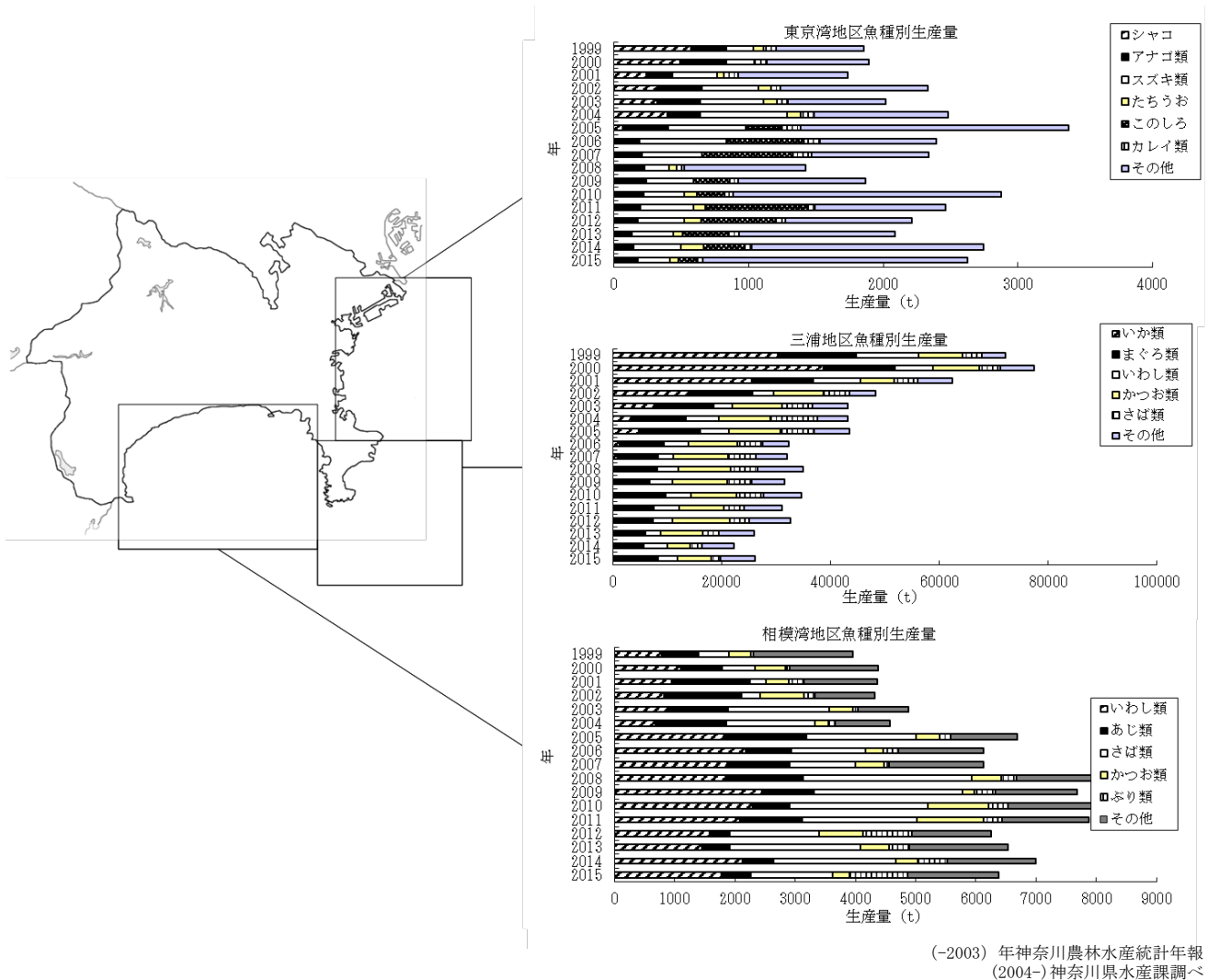


図2：地区別魚種別漁業生産量の推移（1999～2015）
 （※三浦地区の生産量は遠洋・沖合漁業生産量を多く含む）

2 神奈川県資源管理実態

これまで、1994年にキンメダイ資源管理計画及びマダイ資源管理計画、1998年にヒラメ資源管理計画を策定し、これらの資源管理に取り組んできた。また、2006年には三浦半島地区アワビ資源回復計画、2007年には東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画の2つの資源回復計画を策定し、国の策定した太平洋南部キンメダイ資源回復計画にも取り組んでいる。

(1) キンメダイ資源管理計画

1989年以降小型魚の漁獲が年々減少し、将来的にも資源を利用するためには計画的な資源管理が必要であるとして資源管理計画が策定された。具体的な取組として、立縄漁業及び底立て延縄漁業において休漁日の設定、小型魚の再放流、漁具・漁法の制限・禁止、操業時間の制限などを漁獲海域ごとに設定して一都三県（東京都、神奈川県、千葉県、静岡県）で取り組むこととしている。また、2007年に策定された太平洋南部キンメダイ資源回復計画においては、底刺し網漁業における休漁措置の設定、

体長制限及び漁具の網目制限についても取組を行うこととなり、現在も取り組んでいるところである。

(2) マダイ資源管理計画

1970年代のマダイ漁獲量が1960年代と比べ半減したことから、1978年より毎年80から120万尾の種苗放流を行ってきた。その結果、漁獲量は増大し、漁獲されるマダイのおよそ5割が放流種苗由来である。一方で、放流直後の小型魚が放流地周辺で混獲される事も多く、より効率的に資源増大・保護を行うためには禁漁期・禁漁区の設定、小型魚の再放流、遊漁の操業時間制限、網の目合や釣り針数の制限等を行う必要があるとして、1994年に本計画を策定し、資源管理に取り組んでいる。

(3) ヒラメ資源管理計画

1970年代は100トン前後で推移していた漁獲量が、1980年代に減少傾向となり、1987年には22トンにまで落ち込んだこと、また、小型魚の経済価値が低いことから、より大きく育ててから漁獲するという方針で1998年に本計画が策定された。管理計画の内容として、漁獲体長の制限、漁具の規制などの措置に取り組んでいる。

(4) 三浦半島地区アワビ資源回復計画

戦前は100トン前後あった漁獲量は、1990年代には20トン前後まで落ち込み、漁獲されるアワビも約9割が放流貝という状態であった。これを受けて、漁獲量の回復と天然貝の資源増大を目標とし、操業区域の一部を周年禁漁とすることや、投石・海底耕耘を行うことで漁場環境の整備を行い、大型サイズ種苗を放流するなどの取組を行っている。

(5) 東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画

1989年に2,305トンあった漁獲量が2001年以降は1,000トンを下回っており、特に漁獲の中心であったシャコについては1989年に1,000トン前後あった漁獲量が2005年には57トンにまで激減したため、緊急の対策が必要となった。本計画では漁獲量を2005年比3割増の800トンにまで回復させることを目標とし、シャコ、マコガレイなどの特に資源水準が低い漁業種の漁獲量減少に歯止めをかけるために禁漁区の設定、小型魚の水揚げ制限、休漁日の設定、漁具の目合拡大などの対策の取組を行っている。

これら資源管理計画や資源回復計画のほか、広域的な資源管理の取組としてはマサバ太平洋系群資源回復計画（平成15年水産庁公表）による大中型まき網漁業を中心とした休漁等による未成魚等の保護、また、地先資源についてはイセエビ資源に関する禁漁区の設定、小型個体の保護及び刺網の目合規制、アナゴ資源に関する全長制限、休漁日の設定及び筒漁具の水抜き穴の拡大並びにマダコ資源に関する休漁日の設定や操業時間の制限など、資源の合理的利用に向けた取組が地域や海域の実情に応じて行われるとともに、積極的な資源増大に資するため、マダイ、ヒラメやアワビなどの放流を行う栽培漁業も併せて取り組まれている。

3 資源管理の方向性

本県においては水産資源の持続的な利用に資するため、漁業関係法令や漁業調整規則などの公的措置を遵守していくことはもとより、資源管理指針を基に魚種・漁業種類ごとの適切な管理を今後も継続する。

また、主要水産資源については継続的なモニタリングによる資源量や再生産の状況等の資源評価、海況調査に努め、これらの情報を漁業者へ提供し、必要な資源管理が的確に実施できる体制を整備するとともに、必要に応じて他都県と連携し、資源管理を推進する。

栽培漁業においては、経済的価値の高い魚種や資源量の減少した魚種の種苗放流を行い、積極的な資源増大措置をとる。

さらに、漁業者の自主的資源管理の取組についても本指針を通して指導・支援を行い、資源管理の取組をより促進し、水産資源の持続的な利用に取り組んでいく。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組が開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針において自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源ごとの動向及び管理の方向

〔魚種別資源管理〕

1 サバ類

(1) 資源及び漁獲の状況

太平洋系群のマサバの漁獲状況は、1980年代以前は毎年300万トンを超えていたが、1980年以降減少傾向で、1990年、1991年漁期に3万トン程度まで落ち込んだ。近年の傾向としては2004年と2013年の高い加入と漁獲圧の低下により資源量は増加しており、資源の動向は低位で増加している状態である。

また、太平洋系群のゴマサバの資源状況については、2004年および2009年級群の加入水準は良く、1995年以降極端な加入量の低下は見られず安定しており、また、近年の資源動向は高位で横ばいの状態である。

○ 主な漁業種類

サバ釣り漁業、サバたもすくい漁業、定置網漁業

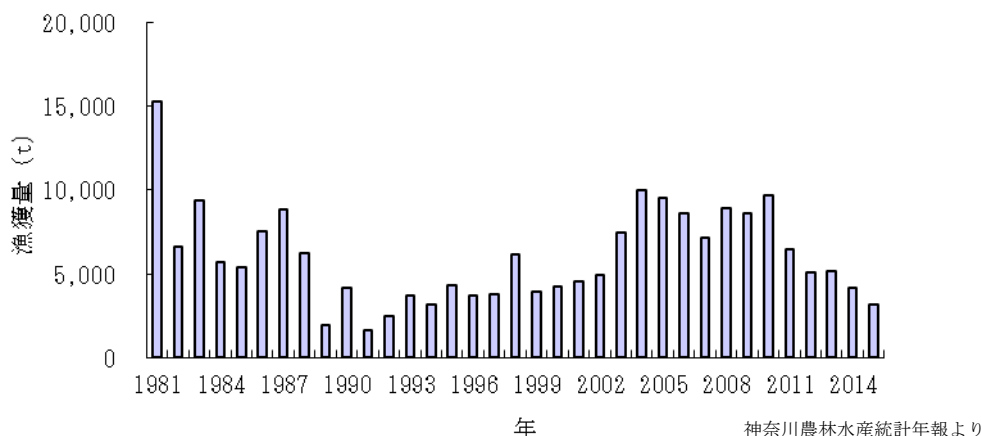


図3：サバ類漁獲量の推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

マサバ及びゴマサバはTAC対象魚種であるため、資源管理の方向性としては漁獲可能量管理制度を遵守した管理を行う。

(3) 資源管理措置

マサバ資源については低位水準であり、またゴマサバ資源についても減少傾向にあることから、漁獲可能量管理制度で設定された配分量の枠内で漁獲を行い、今後とも資源を維持増大させるため、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

○ サバ釣り漁業

- ・ 休漁日の設定
- ・ 操業時間（操業開始時間及び終了時間）の設定

○ さばたもすくい漁業

・休漁日の設定

○ 定置網漁業

定置網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 1 定置網漁業を参照のこと）

2 キンメダイ

(1) 資源及び漁獲の状況

キンメダイの全国的な漁獲状況は1984年から1992年まで10,000トン前後であったが、1993年以降6,000から8,000トン前後の漁獲量で、2002年以降やや減少傾向となり、一旦増加したが2010年以降は再び減少傾向に転じた。このことから、現在の全国的な資源水準は低位（伊豆諸島南部で横ばい）であるが、本県では2012年よりは増加している（低調であった2010年、2011年と同程度）。（図4）。

○ 主な漁業種類

一本釣り（立縄）漁業及び底立はえ縄漁業

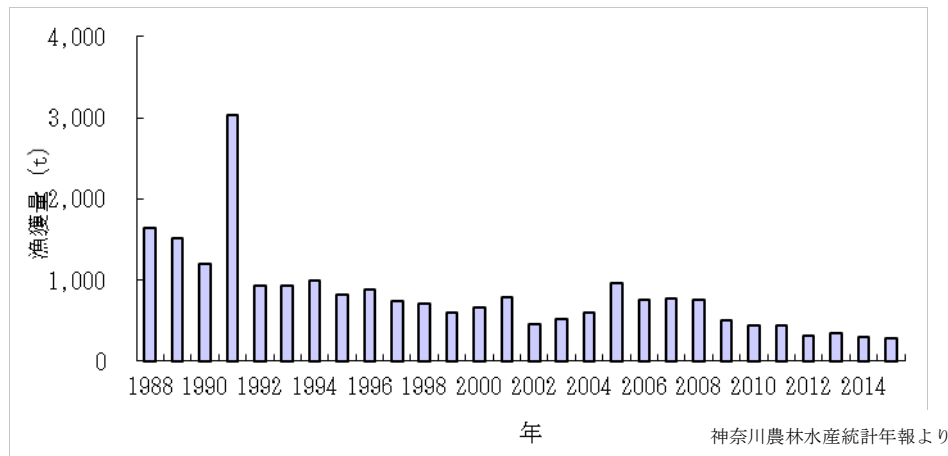


図4：キンメダイ漁獲量の推移（1988～2015）

(2) 資源管理目標

キンメダイ資源については、太平洋南部キンメダイ資源回復計画が1994年に策定されており、また、一都三県（東京、神奈川、千葉及び静岡）でも資源管理に取り組んでいる。今後も、これらの取組の内容を遵守し、資源量を現状レベル程度以上で維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

キンメダイについては、漁獲量は減少傾向であり、漁獲努力量水準を適切に維持・管理するための取組が必要である。このため、漁場をとくに利用している東京都、千葉県、静岡県漁業者とともに自主的な資源管理措置に取り組む必要がある。今後ともこの状況を維持するために、許可内容、制限又は条件を遵守するとともに自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

○ 一本釣り（立縄）漁業

- ・ 休漁日の設定
- ・ 漁具規制（樽流し漁法の禁止）

また、上記の措置のほか、これまで海域毎に実施している針数、縄数、操業時間及び体長制限等の規制措置についても引き続き取り組み、資源量の維持に努める必要がある。

- 底立はえ縄漁業
 - ・ 休漁期間の設定（産卵期）

また、上記の措置のほか、これまで海域ごとに実施している漁獲物規制（体長制限）についても引き続き取組を行う必要がある。

3 ヒラメ

(1) 資源及び漁獲の状況

ヒラメの漁獲量は1970年代まで80から100トンの中で推移していたが、その後は減少傾向が続き1987年には22トンにまで落ち込んだ。しかし、1990年以降は増加に転じ、1993年からは50トン以上で安定している(図5)。

○ 主な漁業種類

固定式さし網漁業、定置網漁業、小型機船底びき網漁業

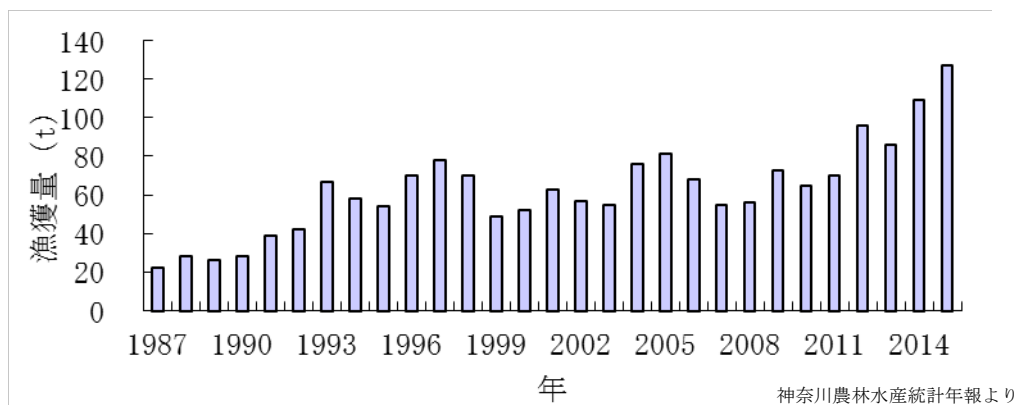


図5：ヒラメ漁獲量の推移（1987～2015）

(2) 資源管理目標

ヒラメは1987年から年間9万から30万尾の稚魚を種苗放流して資源の増加に寄与するとともに、1998年にヒラメ資源管理計画を策定し、資源の維持に取り組んできた。今後も小型魚の再放流などの取組を継続し、ヒラメ資源管理計画に準拠し、現在の資源量を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

ヒラメ資源については、近年の漁獲量は概ね横ばいで推移していることから、今後も現在の状況を維持する為に許可内容や漁業権行使規則を遵守するほか、次の取り組みを重点的に実施する必要がある。

○ 固定式さし網漁業

- ・ 漁具規制（産卵期における一定期間の反数削減）
- ・ 漁獲物規制（体長制限）
- ・ 種苗放流

○ 定置網漁業及び小型機船底びき網漁業

定置網漁業及び小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。

（〔漁業種別資源管理〕 1 定置網漁業及び 2 小型機船底びき網漁業を参照のこと）

4 マダイ

(1) 資源及び漁獲の状況

マダイの漁獲量は、1960年代に約100トン程度であったが、1970年代前半には20から30トン台にまで減少した。これを受け、本県では1978年よりマダイ種苗の放流事業に着手し、これまで毎年80から120万尾の種苗放流を行ってきた。また、1994年にはマダイ資源管理計画を策定し、小型魚の放流などにも取り組んできた結果、漁獲量は40から60トンの水準にまで回復し、その後も安定している(図6)。漁獲されるマダイのおよそ5割が放流種苗由来であることから、種苗放流事業の果たしている役割は大きいといえる。

○主な漁業種類

一本釣り漁業、底はえ縄漁業、定置網漁業

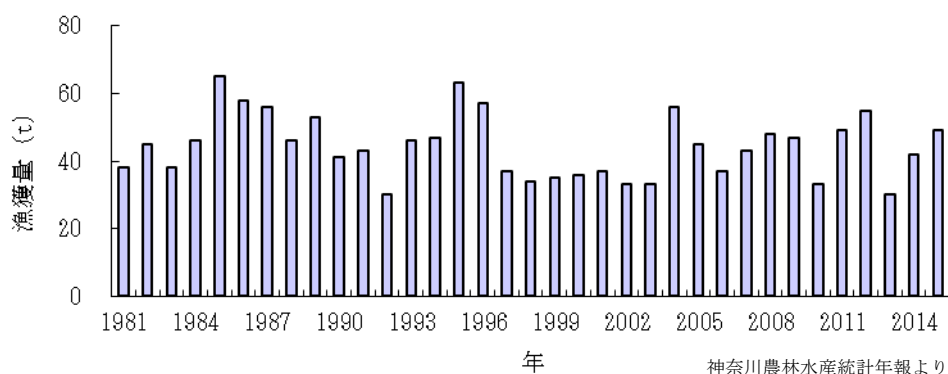


図6：マダイ漁獲量の推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

種苗放流の効果により資源は概ね維持されているため、今後も種苗放流事業を継続するとともにマダイ資源管理計画（1994年策定）に準拠し、現在の資源量を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

○一本釣り漁業及び底はえ縄漁業

現在の資源量を維持するために、当該漁業においては、自主的措置として、次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 休漁期間の設定
- ・ 漁具規制（釣り針数の規制）
- ・ 漁獲物規制（体長制限）

また、上記の措置のほか、これまで海域毎に実施している休漁期間の設定、種苗放流、種苗放流場所周辺での禁漁区の設定等についても引き続き取り組み、資源量の維持に努める必要がある。

○ 定置網漁業

定置網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 1 定置網漁業を参照のこと）

5 マコガレイ

(1) 資源及び漁獲の状況

マコガレイを含むカレイ類は主に東京湾での小型機船底びき網漁業と刺網漁業によって漁獲されており、1980年代後半には500トン前後の漁獲量があったが、1991年以降は200から400トン前後で推移し、2002年には113トンにまで減少した。2004から2007年には一転して一時的な回復を見せ、2007年3月には東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画が策定されたが、2008年以降は低水準が続いている（図7）。

また、第7次栽培漁業基本計画に基づき、マコガレイの種苗放流も実施している。

○ 主な漁業種類

小型機船底びき網漁業、固定式さし網漁業

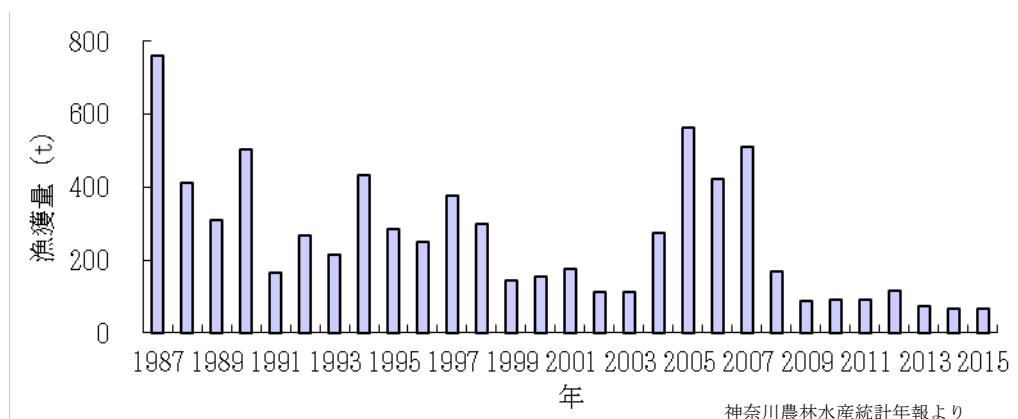


図7：カレイ類（マコガレイ含む）の漁獲量推移（1987～2015）

(2) 資源管理目標

種苗放流事業を継続するとともに、東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に準拠し資源の回復を図ることを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行う。（〔漁業種類別資源管理〕2 小型機船底びき網漁業を参照のこと）

○ 固定式さし網漁業

マコガレイ資源を今後も持続的に利用していくために、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 休漁日の設定
- ・ 漁獲物規制（体長制限）
- ・ 漁具規制（目合規制）

また、上記の取組のほか、これまで海域毎に実施している種苗放流、種苗放流場所周辺での禁漁区の設定等についても引き続き取組、資源の回復に努める必要がある。

6 アナゴ

(1) 資源及び漁獲の状況

アナゴの漁獲状況は、1974年から1985年は低水準であったが、1987年以降は漁獲の約80%を占めるアナゴ筒漁業の漁獲努力量が増加したことで、1992年には1,015トンにまで増加した。しかし、その後は減少傾向となり300トン前後で推移している状況である。

○ 主な漁業種類

アナゴ筒漁業、小型機船底びき網漁業

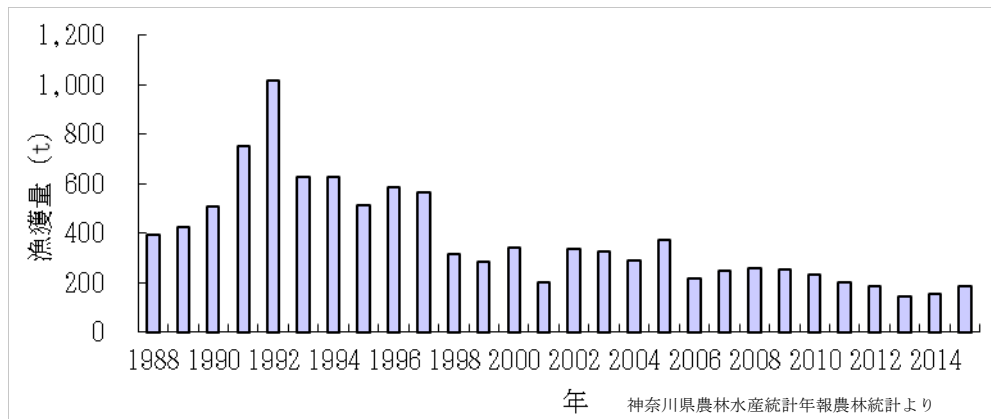


図8：アナゴ漁獲量の推移（1988～2015）

(2) 資源管理目標

近年、漁獲量は低迷しており、小型魚を保護することにより資源の増大を図ることを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ アナゴ筒漁業：

資源は減少傾向にあり、資源量の増大を図るため、アナゴ筒漁業においては自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁日の設定
- ・ 漁具規制（水抜き穴の直径拡大による小型魚保護）

また、これまでに各地区において実施している漁獲物規制等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

○ 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕2 小型機船底びき網漁業を参照のこと）

7 シラス

(1) 資源及び漁獲の状況

シラスの漁獲状況は、1985年の173トンから緩やかに増加を続けており、一部の大幅な漁獲量の増減を除いて、安定した漁獲水準を保っている。特に、1999年以降は極端に減少した2004年を除いて、約400トン以上の水準で安定して推移している。

○ 主な漁業種類

しらす船びき網漁業

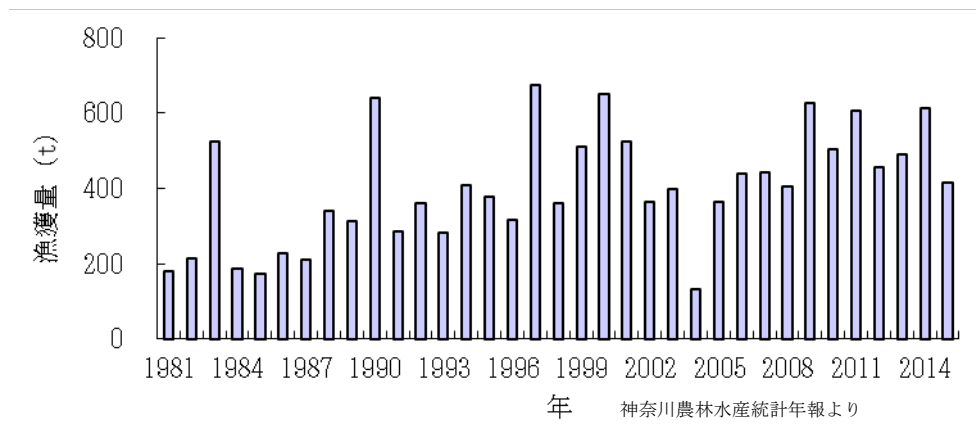


図9：シラス漁獲量の推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

資源は比較的安定して推移していることから、今後ともこの状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

シラス資源については、近年漁獲量が安定して推移しているが、今後ともこの状況を維持するため、しらす船びき網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 操業時間の制限

また、これまでに各地区において実施している資源管理のための措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

8 アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

本県における漁獲量は戦前100トン以上であったが、戦後になり一時漁獲量が減少したため、1968年から人工種苗放流が行われるようになった。その効果により1975年以降は一時60トンを超えた時期が続いたが、その後減少傾向となり1991年以降は30トンに届かず低調である（図10）。また、漁獲量に占める放流貝の割合が非常に高く、近年は9割以上となっているが、原因の一つとして天然貝の親貝密度が低くなったことが挙げられるため、放流貝のみに頼るのではなく、稚貝及び親貝を保護し天然貝による再生産を促す対策も行う必要がある。

○ 主な漁業種類

アワビ漁業（みづき漁業、裸もぐり漁業、潜水器漁業）

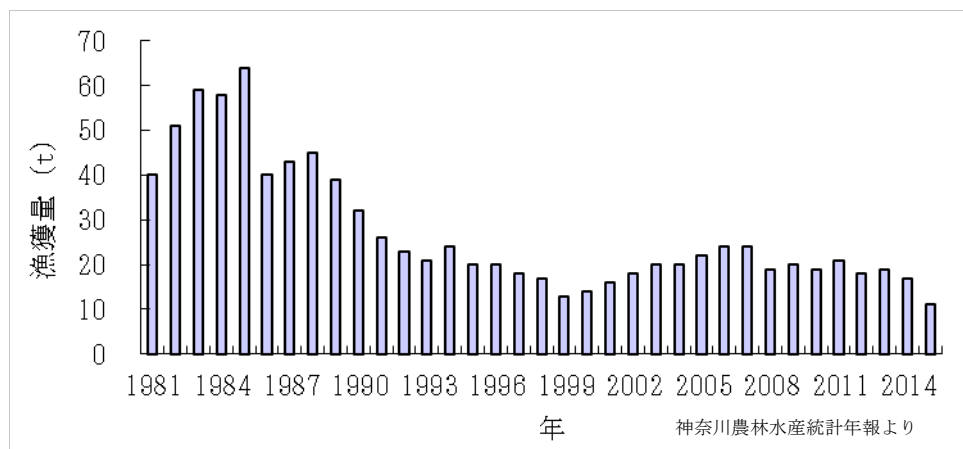


図10：アワビ漁獲量の推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

アワビ資源については、2006年に神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画を策定しており、今後も同計画に基づいて漁獲努力量の削減や積極的な親貝資源の造成を行い、資源の回復を図ることを目標とする。

(3) 資源管理措置

アワビ資源を増大させるため、漁業調整規則による産卵期の保護（禁漁期間）や小型貝保護（かく長制限）、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則等の制限又は条件を遵守するほか、自主的に次の管理措置に取組み、資源の回復を図る必要がある。

- ・ 操業区域規制（保護区域設定）
- ・ 休漁日の設定（輪番休漁による密漁監視）
- ・ 種苗放流

また、これまでに各地区において実施している種苗放流、操業時間の制限、漁法の制限、投石、海底耕耘等の措置についても引き続き取組み、資源回復を図る必要がある。

9 スルメイカ

(1) 資源及び漁獲の状況

スルメイカの漁獲量は、1990年までは2,000トンを超えていたが、その後は1,000から2,000トンの間で推移し、2008年以降は500トンに届かないほどの低水準に落ち込んでいる（図11）。神奈川県沿岸域では冬季発生系群のスルメイカを主に漁獲しているが、国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産総合研究センターの報告書には冬季発生系群の資源動向は1960年代後半の高水準期から1980年代の低水準期を経て1990年以降再び高水準期に入っており、2003年以降の資源水準は中位である。

○ 主な漁業種類

一本釣り漁業

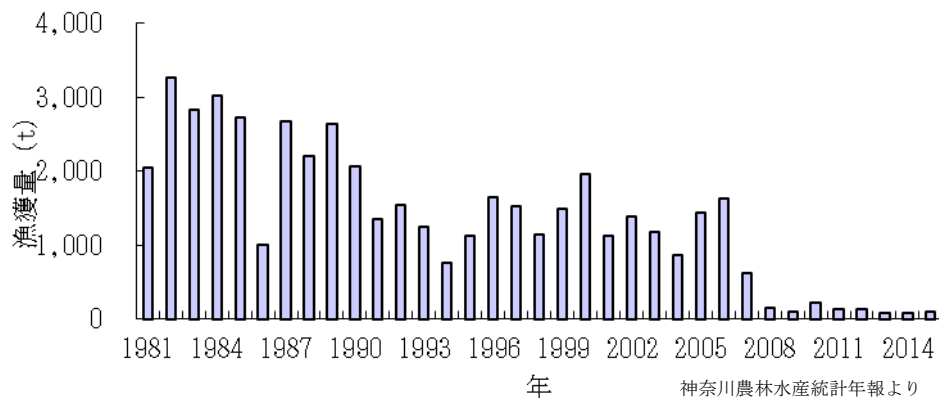


図11：スルメイカ漁獲量の推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

スルメイカはTAC対象魚種であるため、資源管理の方向性としては漁獲可能量管理制度を遵守した管理を行う。

(3) 資源管理措置

○ 一本釣り漁業

スルメイカ資源については、漁獲可能量管理制度で設定された配分量の枠内で漁獲を行い、今後とも資源量を維持するため、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 操業時間規制
- ・ 休漁日の設定

10 シャコ

(1) 資源及び漁獲の状況

本県において、シャコは東京湾における小型底びき網漁業の主要な漁獲対象の1つであった。しかし1980年代後半に1,000トン前後あった漁獲は1990年代前半から減少し続け、2000年代前半には500トン以下に落ち込み、2005年の漁獲量は51トン、2006年の漁獲量は1トンと激減した(図12)。このため、2007年以降は東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画(2007年策定)の中でシャコの漁獲規制措置を策定し、資源回復に努めている。

○ 主な漁業種類

小型機船底びき網漁業

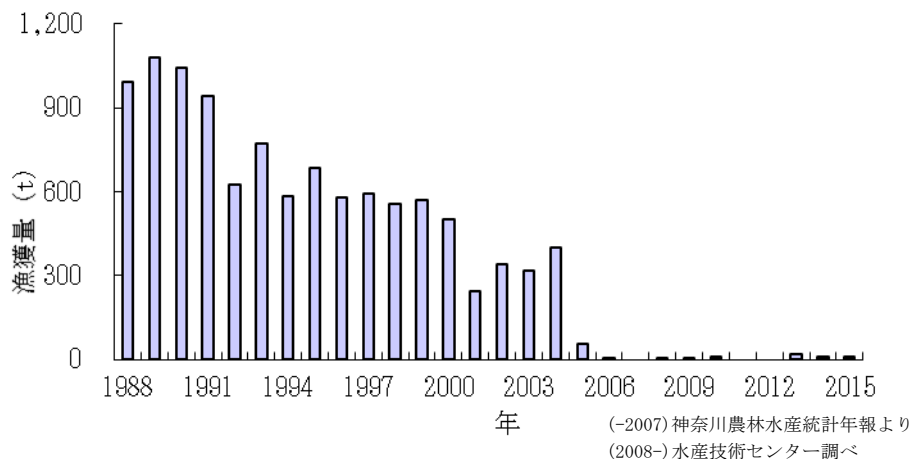


図12：シャコ漁獲量の推移(1988～2015)

(2) 資源管理目標

シャコ資源については東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づいて資源回復に取り組んでおり、今後も同計画に基づき資源の回復を図ることを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。(〔漁業種類別資源管理〕2 小型機船底びき網漁業を参照のこと)

1.1 ナマコ

(1) 資源及び漁獲の状況

ナマコは1990年代前半までは30トン以下の漁獲量であったが、1990年代後半からは増加傾向で、2004年以降は特に著しく急増している(図13)。しかし、漁獲量の急激な増加は資源に与える影響も大きいいため、今後は資源の動向に注意しつつ管理を行っていく必要がある。

○ 主な漁業種類

底びき網漁業、ナマコ漁業(裸もぐり漁業、潜水器漁業)

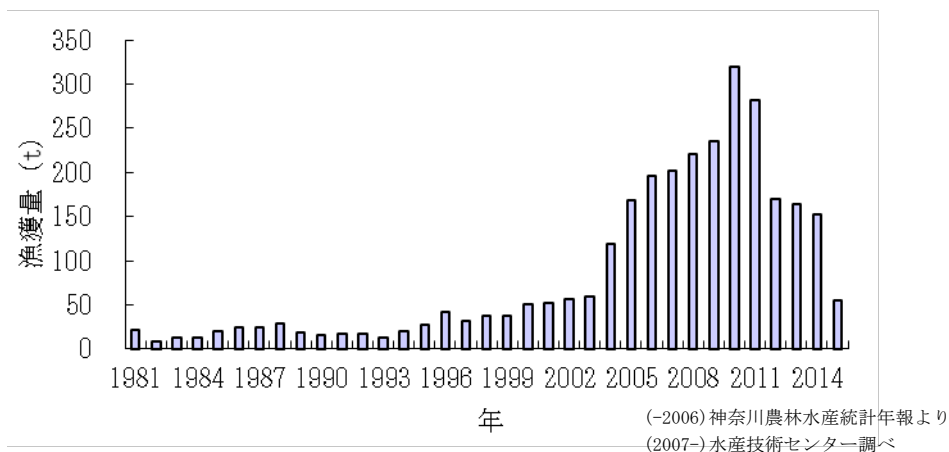


図13：ナマコの漁獲量推移(1981～2015)

(2) 資源管理目標

ナマコ資源については、漁獲量が急増していることから資源状態に配慮しながら漁獲量や漁獲努力量の制限を定め、現状の資源状態を悪化させないように管理を行うことを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 潜水器漁業、裸潜り漁業

ナマコ資源を増大させるため、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 漁獲量規制(漁業者ごとの漁獲量の上限設定)

また、これまでに各地区において実施している漁獲物規制等の措置や資源状況に応じた取組についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

○ 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。(〔漁業種類別資源管理〕2 小型機船底びき網漁業を参照のこと)

1.2 イセエビ

(1) 資源及び漁獲の状況

本県において、イセエビの漁獲量は10トンから50トンで推移しており、主に共同漁業権に基づく固定式さし網漁業で漁獲されている。

イセエビの生態については十分解明されていないが、漁獲量は浮遊幼生の来遊量に大きく左右される。

○ 主な漁業種類

固定式さし網漁業

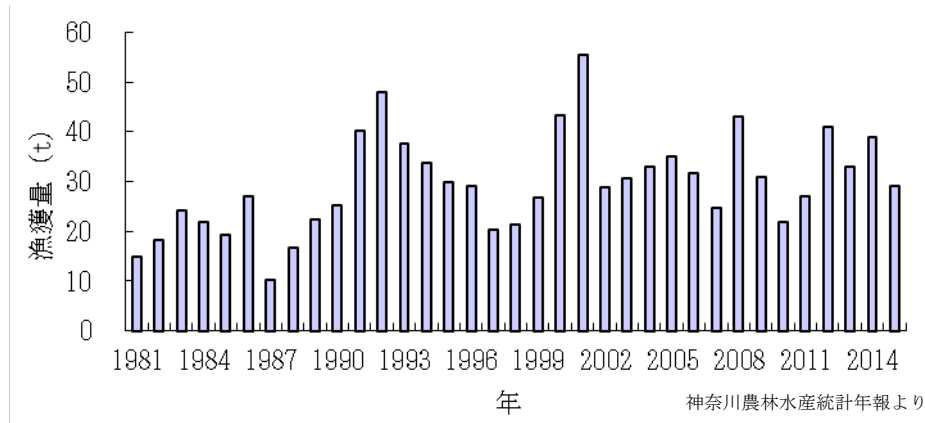


図14：イセエビの漁獲量推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

イセエビ資源については1990年以降20トンを超える水準で比較的安定した推移を見せていることから、漁獲量を現状レベルで維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 固定式さし網漁業

イセエビ資源を現状レベルで維持させるため、採捕の禁止期間、抱卵イセエビの採捕禁止、大きさによる採捕の制限等の漁業調整規則及び漁業権行使規則を遵守するほか、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

・ 休漁日の設定

また、上記の取組のほか、これまで実施してきている地域・海域において操業時間の制限、小型個体の再放流などの措置についても引き続き取組、資源の維持を図る必要がある。

1.3 マダコ

(1) 資源及び漁獲の状況

マダコを主とするタコ類の漁獲量は約100トンから500トン台で大きく変動しているが、2008-2011年では約150から200トン台で推移している。主に共同漁業権に基づくたこつば漁業で漁獲されている。

○ 主な漁業種類

たこつば漁業

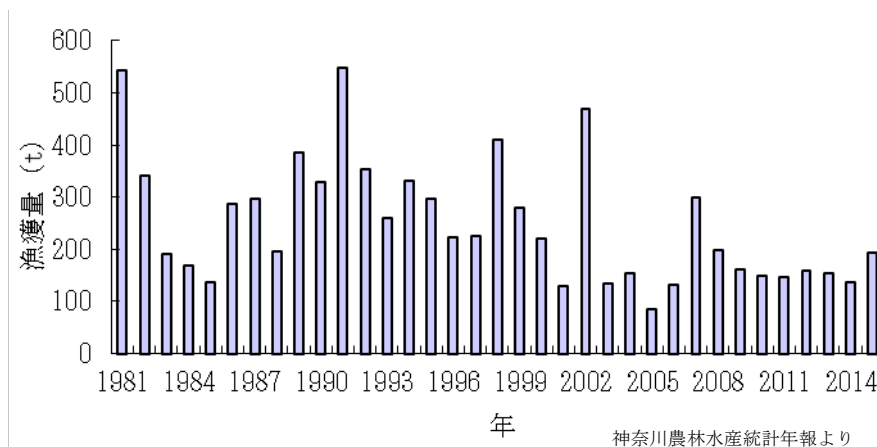


図15：タコ類の漁獲量推移（1981～2015）

(2) 資源管理目標

マダコ資源については漁獲量の変動が大きいが、長期的には横ばいで推移していることから、漁獲量を現状レベルで維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ たこつば漁業

マダコ資源を現状レベルで維持させるため、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 休漁日の設定

また、上記の取組のほか、これまで実施してきている地域において操業時間の制限、小型個体の再放流などの措置についても引き続き取組、資源の維持を図る必要がある。

1.4 トラフグ

(1) 資源及び漁獲の状況

本県におけるトラフグの漁獲はほとんどなかったが、2003年、長井地区において0.5tのまとまった水揚げがみられ、新たな漁獲物としての漁業者の期待が高まり、翌年から種苗放流が開始された。種苗放流を継続して実施したことで、漁獲量は年々上昇し、モニタリングを実施している長井地区の漁獲量は2013年2.8トンに達した（図16）。漁獲量の増加と共に、放流魚の割合も年々上昇しているため、遺伝多様性および生態系に配慮した種苗放流を行う必要がある。また、種苗放流によって資源造成された資源を有効に利用するために、漁獲物規制等による資源管理措置を行う必要がある。

○ 主な漁業種類

延縄漁業、定置網漁業、小型機船底びき網漁業

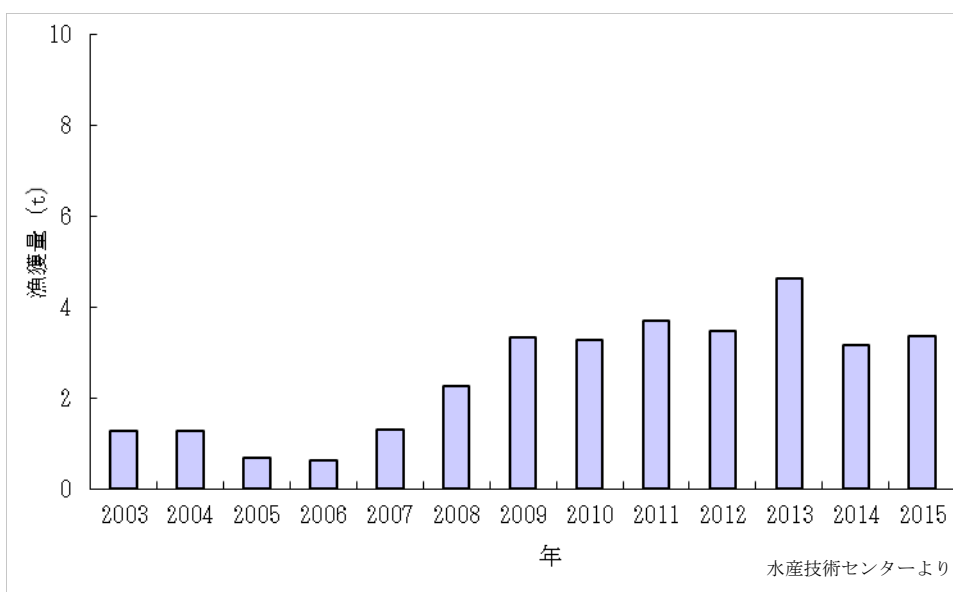


図16：トラフグ漁獲量の推移（2003～2015）

(2) 資源管理目標

トラフグは回帰性の高い魚種であることから、種苗放流を継続して行い、資源を持続的に利用するとともに、現状の資源状態を悪化させないよう管理を行うことを目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 延縄漁業

トラフグ資源を現状レベルで維持させるため、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 漁獲物規制
- ・ 種苗放流

また、上記の取組の他、漁期等の規制措置についても、取組や資源

の有効利用に努める必要がある。

○ 定置網漁業

定置網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 1. 定置網漁業を参照のこと）

○ 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 2. 小型機船底びき網漁業を参照のこと）

15 イワシ類

(1) 資源及び漁獲の状況

太平洋系群のマイワシの漁獲状況は、1960年代は1万トンを割り込む時期もあったが、1980年代には25万トンを超える極めて高い水準にまで増加した。その後は減少し、1990年代には10万トンを下回る低い水準に推移した。その後、2011年以降は10万トン台で推移している状態である。資源水準は中位で、動向は増加傾向にある。

太平洋系群のカタクチイワシの漁獲量は、1989年まで数万トンで推移していたが、1990年に太平洋北区（青森県～茨城県）で急増し20万トンを超えた。その後の漁獲量は、年変動が激しいものの概ね増加傾向であり、2003年には過去最高の40.8万トンとなった。漁獲量はその後減少し、2014年は13.9万トンとなった

○ 主な漁業種類

定置網漁業、中型・いわし小型まき網漁業

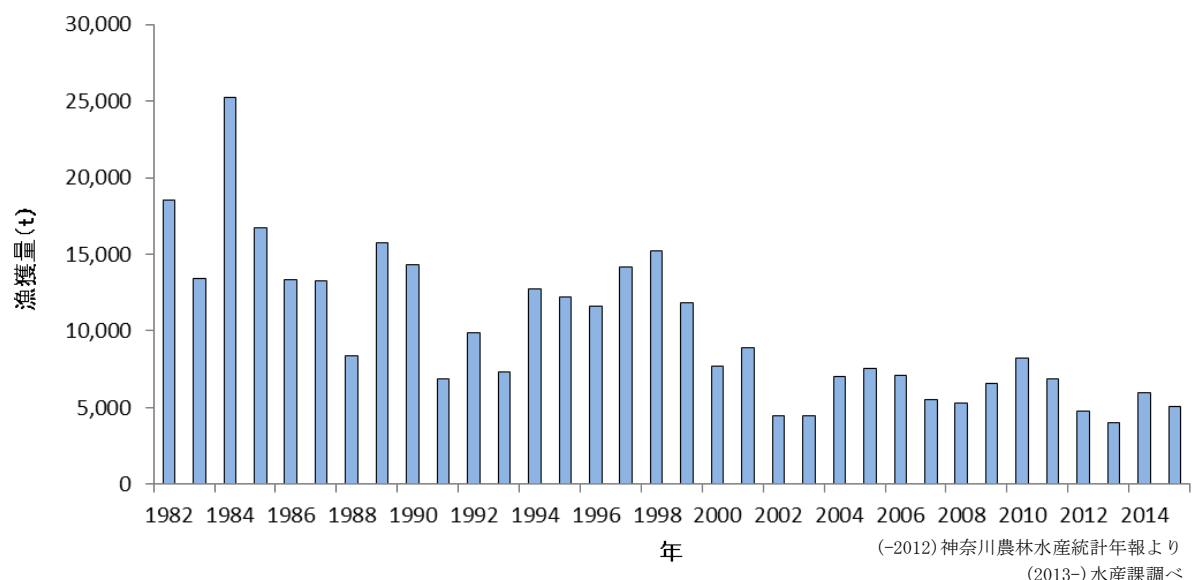


図17：イワシ類の漁獲量の推移（1982～2015）

(2) 資源管理目標

イワシ類は広域回遊魚種であるが、資源を持続的に利用するとともに、現状の漁獲状況を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

- いわし中型まき網漁業、いわし・かつお・まぐろ中型まき網漁業、いわし小型まき網漁業

イワシ類の漁獲量を現状維持するため、自主的に次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 休漁期間の設定

また、上記の取組の他、漁期等の規制措置についても、取組や資源の

有効利用に努める必要がある。

- 定置網漁業及び小型まき網漁業（ただし、魚種の指定なし）（以下「小型まき網漁業と言う。」）

定置網漁業及び小型まき網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 1. 定置網漁業 及び 3. 小型まき網漁業 を参照のこと）

16 クロマグロ

(1) 資源及び漁獲の状況

国は、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、WCPFCの決定を踏まえ2010年から管理強化に取り組んでおり、2015年1月から30kg未満の小型魚について2002～2004年までの年平均漁獲実績から半減するように管理する措置を実施している。県は、2018年7月から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく管理を実施することとなっている。

太平洋のクロマグロの漁獲状況は、1988年と1990年には歴史的最低値1万トンを超え、90年代、2000年代には2.5万トンを超える年もあり回復した。その後減少に転じ2013年、2015年に1.1万トンとなったが資源管理措置の効果もあり近年は微増傾向にある。

本県の漁獲状況は、0～1歳の小型魚が中心であり、図18のとおり太平洋クロマグロの資源状況だけでなく海況の影響も強く年変動が大きく2012年の138トンを最後に低迷している。

○ 主な漁業種類

一本釣り漁業、はえ縄漁業、定置網漁業

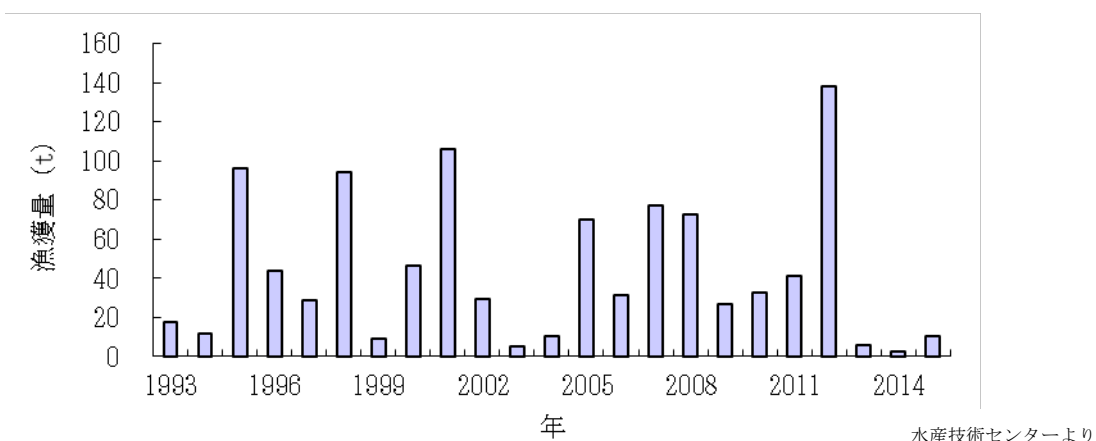


図18：クロマグロの漁獲量の推移（1993～2015）

(2) 資源管理目標

資源水準は低位、動向は上向きとされていることから、当該資源の回復を目標とする。

(3) 資源管理措置

○ 一本釣り漁業及びはえ縄漁業

クロマグロの資源回復のためには、水産資源保護法等を遵守するほか、強度資源管理として、次の取組を重点的に行う必要がある。

- ・ 休漁期間の設定（強度資源管理）

○ 定置網漁業

定置網漁業については、魚種としての管理が困難であるため、後述の漁業種類毎に管理を行うこととする。（〔漁業種類別資源管理〕 1 定置網漁業 を参照のこと）

〔漁業種別資源管理〕

1 定置網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

定置網漁業で漁獲される主な魚種は、マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、ヒラメ、カマス、ブリ等である。県内定置網の設置状況としては、三浦半島から真鶴半島にかけて相模湾の沿岸全域に大型定置網（漁業権に基づく漁業）と小型定置網（共同漁業権・知事許可漁業）が設置されている。漁獲量の推移は1988年から1998年までは年間10,000から17,000トン前後で、1999年から2002年までは年間7,000から8,000トン前後でやや減少したが、2003年以降は10,000から15,000トンの間で推移している(図18)。

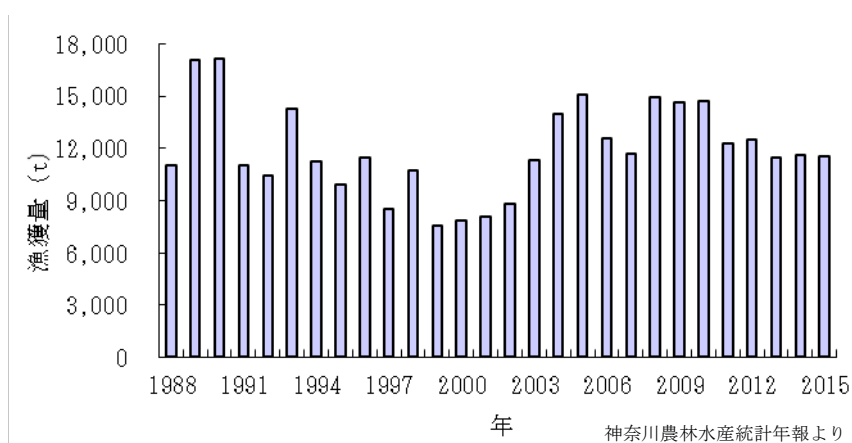


図19：定置網漁業の漁獲量推移（1988～2015）

(2) 魚種別管理が困難な理由

定置網漁業は特定の魚種を漁獲対象とする漁業ではなく、同一地点に一定期間設置されている網に複数の魚種が入網するのを待つ漁業である。このため、時期や場所、年による来遊状況の変化によっても漁獲される魚種は異なり、特定魚種に関してのみ管理を行うことが適切な漁業ではないことから、漁業種類によって管理指針を策定することが適当である。

(3) 資源管理措置

定置網漁業については近年の漁獲量は概ね横ばいで推移していることから、漁業調整規則や免許又は許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則等を遵守するほか、次の資源管理措置について重点的に取り組み、漁獲量の維持を図る必要がある。

- ・ 休漁期間の設定
- ・ 漁獲物規制（ヒラメ）
- ・ 種苗放流（ヒラメ）

なお、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、資源の回復に向け、強度の資源管理に取り組む必要があ

る。

- ・休漁期間の設定（強度資源管理）

また、上記の措置のほか、これまで海域ごとに実施しているマダイの種苗放流及び漁獲物規制についても引き続き取り組み、資源量の維持に努める必要がある。

2 小型機船底びき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

小型機船底びき網漁業は、東京内湾における県の基幹漁業であるが、2000年以前は減少傾向であるものの、漁獲量は年間1,000トンから2,000トンであった。しかし、2001年以降は年間漁獲量が1,000トンに届かず、2006年に至っては400トンにまで減少した(図19)。特にシャコの漁獲量の減少は著しく、全盛期は1,000トン前後あった漁獲が2005年以降は100トン以下に落ち込んでいる(図12)。このため、2007年に東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画を策定し、資源の回復に取り組んでいる。

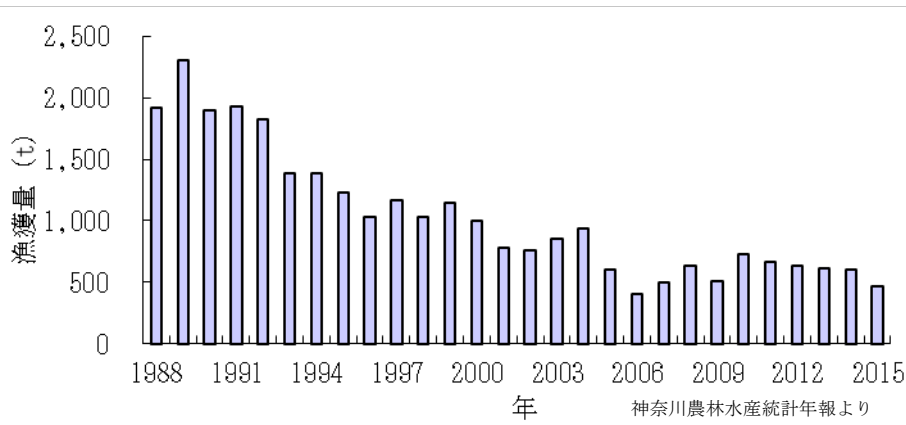


図20：小型機船底びき網漁業の漁獲量推移（1988～2015）

(2) 魚種別管理が困難な理由

本県における小型機船底びき網漁業の漁獲対象はシャコ、マコガレイ、マアナゴ、スズキ、タチウオ、トラフグなど多様な魚種であり、特定魚種を狙って操業することが少ないことから魚種ごとに管理することは適切でなく、漁業種類によって管理指針を策定することが適当である。

(3) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業については、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件等を遵守するほか、次の資源管理措置について重点的に取り組み、漁獲対象魚の資源の回復を図る必要がある。

- ・ 休漁日の設定
- ・ 漁獲量規制（漁業者ごとの漁獲量の上限設定（シャコ、ナマコ））
- ・ 種苗放流（ヒラメ）

また、これまで東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づき実施しているシャコ、マコガレイ、マアナゴ、スズキ、タチウオ、ヒラメ及びマダイの漁獲物規制や操業時間の制限、漁具規制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。新たに資源が増えているトラフグについても漁獲物規制等に取り組む必要がある。

3 小型まき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

本県のまき網漁業は、2010年及び2011年はイワシ類の豊漁によって漁獲量が増加し、それ以外は1,500トンから2,500トンの間で推移している(図20)。小型まき網漁業はコノシロ、スズキ及びカタクチイワシ(鮮魚及び活魚)の漁獲量が80%以上を占めている。

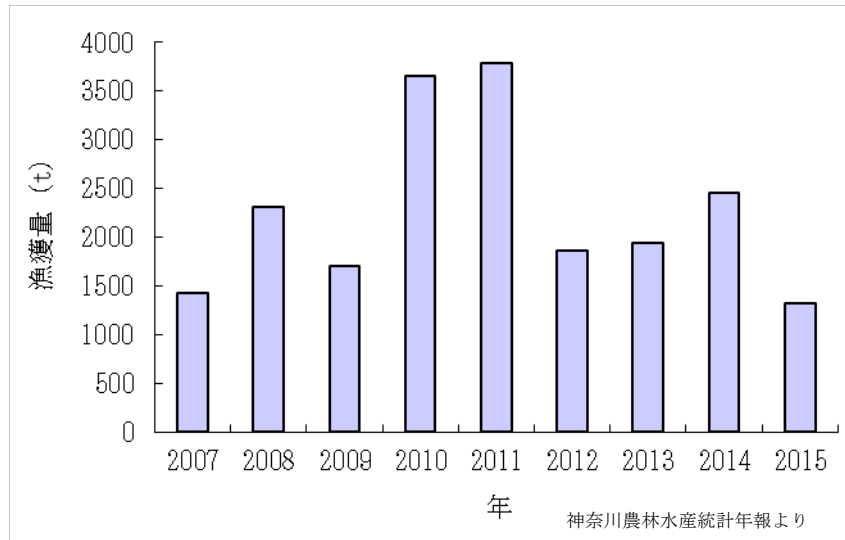


図21：中・小型まき網漁業の漁獲量推移 (2007～2015)

(2) 魚種別管理が困難な理由

小型まき網漁業は漁法の特性上、複数の対象魚種が混じって漁獲されることから、魚種ごとに管理することは困難であり、漁業種類によって管理指針を策定することが適当である。

(3) 資源管理措置

小型まき網漁業については、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件等を遵守するほか、次の資源管理措置について重点的に取り組み、漁獲対象魚の資源の回復を図る必要がある。

○ 魚種が指定されていない小型まき網漁業

- ・ 休漁期間の設定

第3 その他

(1) 資源管理計画の履行確認

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行する必要がある。

神奈川県資源管理協議会は次に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は同協議会の行う履行確認に積極的に協力することとする。

また、漁獲量把握システム（TACシステム）も併せて活用することとする。

(2) 履行確認手段

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下表左欄の資源管理措置ごとに、右欄の各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	・漁業協同組合長の発行する証明書
	・各漁業者が作成する操業日誌
	・漁業無線通信記録
	・漁協仕切伝票
	・漁船停泊時写真
	・市場荷受伝票
操業時間規制	・漁業無線通信記録
	・GPS等航海測器の表示部の写真
漁業者ごとの漁獲量規制	・漁業協同組合長の発行する証明書
	・漁協仕切伝票
	・市場荷受伝票
漁獲物規制	・市場水揚伝票
	・市場開設者等の発行する証明書
漁具規制	・漁業協同組合長の発行する証明書
	・漁具・操業設備の写真
禁漁区の設定	・漁業協同組合長の発行する証明書
種苗放流	・漁業協同組合長の発行する証明書
	・種苗放流に要した経費負担分の証明書

(3) その他

各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。